

令和3年10月栃木市教育委員会定例会会議録

令和3年10月栃木市教育委員会定例会を、令和3年10月29日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
大橋 孝子委員 館野 知美委員 林 慶仁委員

2 本委員会の欠席委員は、次のとおり

本委員会の欠席委員は、無し。

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 次 長	名 淵 正 己
参事兼教育総務課長	金 井 武 彦
参事兼学校教育課長	金 井 睦
グローバル教育推進室長	平 山 裕
保 健 給 食 課 長	五 十 畑 肇
文 化 課 長	奈 良 部 満

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

館野 知美委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 主事 飯田 愛理

6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第 1 会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議事

報告第 7 号 令和 2 年度栃木市文化振興計画実施細目の報告について

議案第 6 1 号 栃木市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 6 2 号 栃木市篤志奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 6 3 号 栃木市グローバル教育基本計画（素案）の策定及びパブリックコメントの実施について

議案第 6 4 号 栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金交付要綱の制定について

議案第 6 5 号 栃木市文化財保護審議会への諮問について

日程第 4 その他

《会 議》

教 育 長 ー 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 ー

教 育 長 日程第1 会議録の承認について、でございます。9月臨時及び定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

ー 異議なしの声 ー

教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

ー 10月栃木市定例校長会の資料に基づき報告 ー

1 初任者の正式採用のための訪問について

昨日までに10名程度の初任者の授業を見せてもらい、面談をした。学校全体で初任者を育てようという気運が高く、初任者自身もよく頑張っている。若い職員が多いが、お互いに刺激し合って向上心を持って研鑽を積んでいる。校長との面談の中では、初任者がいることで学校が活性化してありがたいというお話もあった。

2 (1)「共同訪問」を通して学んだこと

学びの保障に関して、他の校長先生と共有したいと思った取組をいくつか紹介した。

- ・朝学の時間を活用した新聞のコラムの視写活動
- ・教室での学びにくさを抱える子どもたちのための別室指導
- ・「目指せ、8割！」 教室の中に特別な支援を要する子どもたちが約2割、自力で学びを進められる子どもたちが約2割、その間にいる子どもたちが約6割いるある小学校では、特別な支援を要する子どもたちを意識しすぎて6割の子どもたちが放っておかれがちな状況に陥ってしまうことがある。間にいる子どもたちを、自力で学びを進められる2割の子どもたちに近付けるような目配り気配りをしっかりすることが大事だという話をされていた。

(2)「9月の学校だより」から

- ・多くの学校でZoomやTeamsを使ったオンライン始業式の実施 9月の3日間でタブレットの持ち帰りをお願いし、学校も家庭もよく対応していただいた。
- ・GIGAスクール構想に関する正しい理解のためのQ&Aを掲載
- ・ある中学校で、女子生徒の制服選択制を導入

3 年度の後半に差しかかって、特にお願いしたいこと

- (1) 徐々に教育活動の幅が広がりつつある今、改めて「ねらい」に立ち返ること 元に戻すことに囚われることなく、スクラップアンドビルドの精神で。
- (2) 「先生の働き方改革」について、自校の取組を検証すること 若手の新しい感覚を学校全体で共有してほしい。

大 橋 委 員 初任者について、いろいろな方とお話して常日頃考えていることですが、初任者の先生は経験がない中で突然担任を持たされて授業をして、ということで自分を振り返ってみても全くできない先生だったと思います。今、私が受け持っている

子どもたちの意見を聞いても、初任の先生に教わっている子どもとベテランの先生に教わっている子どもでは授業の理解度に差があります。かたや全然分からない、かたやすごく楽しいと言っている子と。この現状は学校側からすると仕方のないことだと思いますが、保護者や子どもたちからすると、その1年は本当に重要です。初任者の先生を責めるわけではなくて、そういう状況にならざるをえない組織の在り方というか。初任者が担任の保護者は、先生が常にいっぱいいっぱい可哀想で仕方ないと言っていました。そういうことをよく聞くので、初任者にいきなり担任を持たせるとか、授業をたくさん持たせるのではなくて、1年2年くらい副担任とか、サブ的な位置に付けていろいろな先生の授業を見て回った後に初めて担任を持つことはできないのかなど。延いては子どもたち、栃木市のためになると思います。子どもたちが優秀になっていって、どんどん良い教育になっていく。現状として、人件費とかを考えると難しいのかなどは思っているのですが……。そういった改革は市レベルでは難しいのでしょうか。国レベルになるのでしょうか。

教 育 長 教員定数そのものが増えていけば、副担任という形で研修期間が取れたりすることが叶うと思います。現状を申し上げますと、中学校は副担任が学年に1人、大きな学校では2人も可能ですが、小学校では授業が始まると職員室に残っているのは校長・教頭先生だけだったとか、教頭先生も授業に行ってるとか、とにかくぎりぎりの状態で配置されているので、初任者も担任を持たないといけない状況があります。

大 橋 委 員 重々承知していますが、改革していくべきだと思います。初任者の先生も子どもたちも親も可哀想です。中学校の1年間その先生に教わったがために数学が嫌いになったとか、そういうことも現実にあります。共同訪問はいろいろな先生の力を借りて、その1つの授業を見せるためにすごく時間をかけて準備した授業ですが、毎日の授業を受けている子どもたちのことを考えると、何かもっと良い方法はないのかなど。せつかく私もこういう仕事をさせてもらっているので差し出がましいとは思いますが……。

教 育 長 晴れと曇という言葉がありますが、正式訪問の日を晴れとしますと曇の日常の授業はどうなのだろうかというご意見ですね。おっしゃることは十分理解しております。とにかく先生の数を増やしてもらいたいということは県教育委員会、国にも強く継続的に訴えていきたいと思っておりますし、学校全体で初任者を育てるという気運は大事にしてほしいと思っております。初任者が困ったときに気軽に相談できる体制をこれからも続けていってもらいたいと思っております。

福 島 委 員 もっともな意見だと思います。数学や英語は専門性が高くて、先生によって伸びる子伸びない子がいることで、将来が決まってしまう。小学生も教科専任性にするということが全国で起こっています。小学校でも算数とか英語は専門の先生が教えるということになってくれば徐々に変わってくると思いますが、早急に変わってもらいたいと思っております。

教 育 長 現在国でも、小学校の教科担任制を進めようという流れになっています。英語や算数、体育、理科は教科担任制を進めるということで、来年度の文科省の概算要求に計上されています。

後藤委員

現実の一面をお話されたと思いますが、大学の教育実習・保育実習・幼稚園実習を見てみますと、今は相当実習に重きを置いています。学生たちは教育現場に出たときに担任になれるという熱い思い・願いで採用されている面があります。指導力という面では未知数のところがあり、初任者はまずくてベテランの先生が良いという見方は間違っていないと思いますが、それがすべてだと考えてしまうのはどうなのかなど。若い先生は確かに指導が粗削りですが、子どもにめっちゃめちゃに信頼されていて、思い出に残る先生の中に新任で来た先生を上げる子どもたちは意外にいます。例えば、私の話ですが、実習はやっていますが、実習中はお客さんの立場なので、現場に入ったときの先輩の言葉はかなり厳しいです。そういう中で教科指導もはちゃめちゃにやりましたが、未だにその頃の子どものことは忘れません。昨年、元生徒からクラス会をやりたいという電話がありました。振り返ってみると、本当に分かりませんでした。その時に親・地域・何より目の前の子どもたちに助けられました。先生自身の周りのすべてから学ぼうという吸収力は誰にも負けないくらいあると思います。初任者の質の問題もあります。若い先生だからこそ、できないからこそ指導を磨くというところに気持ちが入っていくのだと思います。私が就職した頃は4月と9月に採用があり、9月に採用されましたので当然担任を持つことができず副担任として入りました。この半年間があったので今の自分があるんじゃないかと思います。担任の先生から私のクラスだけでなくいろいろなクラスをどんどん見なさいと言われました。この半年間が本当に勉強になりました。副担任の経験があつて良かったと思います。

教育長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長

ありがとうございました。

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。報告第7号 令和2年度栃木市文化振興計画実施細目の報告について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いします。

文化課長

〔説明要旨〕

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、施策を総合的に推進するため、平成27年3月に栃木市文化振興計画を策定し、平成30年3月には、後期計画となる栃木市文化振興計画（改訂版）を策定しているが、本計画では、各施策の取り組みを発展させながら目的を達成できるよう、毎年、年次報告書の中で把握・検討を行い、常に継続的な改善を図ることとしている。そこで、本計画の年次報告書である、令和2年度栃木市文化振興計画実施細目について報告する旨説明。

教育長

報告第7号について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

林委員

施策分野1文化芸術の学習機会の充実、主な施策1市民全体の文化活動への取り組みの強化、施策番号①文化活動をしている個人・団体のスキルを上げる、について、この間ワルシャワでショパン国際ピアノコンクールがあつて、日本人が2位と4位に入りました。コンクールとか賞を付けると個人のスキルは上がるんだなと思いました。団体についてはいろいろと書いてありますが、個人のスキルを上げるのはそう簡単にはいかないのでは、栃木市でコンペとかコンクールとか、何かあつたらいいんじゃないかと。現在、考えられているのでしょうか。

文化課長 貴重なご提案なので、今後検討していきたいと思います。

館野委員 施策分野5文化芸術の担い手等の育成、主な施策1の文化活動を支える個人・団体の育成、について、文化団体に登録してある団体のみに行われることなのか、もしくはNPO法人とか個人的に活動されている方へもアプローチするのでしょうか。

文化課長 窓口となったり、施策を進めていく中で、文化団体は頼りにしているところです。とはいえ、個人の取組が広がれば、市の文化の熟度も上がるかと思しますので、文化団体に入らない方々への支援についてどういったことができるのか検討させていただきます。

館野委員 いろいろと団体の名前が載っていましたが、NPO法人の団体の名前は載ってなくて、地域との連携とかが見えなかったのやっているのかなど。

文化課長 検討したいと思います。

館野委員 NPO法人が文化的な活動をする時に、市との連携・協力体制はありますか。

教育次長 NPOはいろいろな分野がありまして、NPO全体につきましては地域政策課で所管しており、認可などを行っております。また、とちぎ夢フェアレ事業を行っており、提案いただいたものを審査して補助金を出す活動をしております。これは分野に限らず、どんな市民活動でもよいものです。文化になりますと、既存の文団連や文化協会に加盟している団体が第一に支援していくことになっています。方向性としまして、スポーツでも新たな計画を作る予定ですが、今までは市民ひとり1スポーツということで、市民のスポーツを支えていこうという考えでしたが、新しくオリンピックに出るようなエキスパートを応援していこうという色合いが強くなっています。そういうことを考えますと、文化につきましても今年来年で新たな文化計画の策定に取り組んでいるところですが、市民活動としての文化活動は元より、世界に羽ばたいていくような方への支援につきましてもどういったことをしていけばいいのか検討してまいります。

後藤委員 基本理念は平成27年からの理念と変わっていませんか。

文化課長 変わっていません。

教育長 他にいかがですか。

— 質問なし —

教育長 次に、議案第61号 栃木市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 〔説明要旨〕
貸与型奨学金については、奨学生本人と生計を一にする者の所得を認定基準としているが、日本学生支援機構、栃木県育英会等が実施している奨学金制度に比べて認定基準が厳しいため、利用者が極めて少ない状況にある。これを踏まえ、利用しやすい制度となるよう認定基準の見直しを行うとともに、連帯保証人に係る規定を整理するため、栃木市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教育長 議案第61号について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

福島委員 市の目標として、このくらい使ってほしいというものがあると思いますが、いかがですか。

教育総務課長 新年度におきましては、ゆめ応援奨学金につきましては10名程度、住まいる奨学金につきましては20名程度、給付型の吾一奨学金につきましては市内の高校各校から1名、計9名の募集を予定しております。

教 育 長 他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第61号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第61号について、可決いたします。
次に、議案第62号 栃木市篤志奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長 [説明要旨]

給付型奨学金である篤志奨学金については、奨学生本人及び本人と生計を一にする者が市民税非課税であることを資格要件としているが、日本学生支援機構が実施している給付型奨学金制度に比べて資格要件が厳しいため、利用者が極めて少ない状況にある。これを踏まえ、利用しやすい制度となるよう資格要件の見直しを行うに当たり、栃木市篤志奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第62号について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 年収の目安ですが、共働きの場合はお母さんとお父さんの年収を足した合計ということよろしいですか。

教育総務課長 おっしゃる通りです。両親が共働きの場合はいずれの方も生計維持者として収入を合算して計算します。

教 育 長 他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第62号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第62号について、可決いたします。
次に、議案第63号 栃木市グローバル教育基本計画（素案）の策定及びパブリックコメントの実施について、を議題といたします。グローバル教育推進室長より説明をお願いします。

グローバル教育推進室長 [説明要旨]

グローバル化が進展した社会において、多様な人々と協働しながら様々な課題を乗り越え、豊かな人生を切り開き持続可能な社会の作り手となることができる人材が求められている。グローバル化が進展する社会で活躍することのできる資質能力を明らかにするとともに、これまでの本市における実践の成果と課題を踏まえ、それらを育成する方策を定めるための本計画を策定するにあたり、広く市民から意見を募集し、計画に反映するため、パブリックコメントの実施について議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第63号について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

福島委員 前回、相手の国や外国語を学ぶ前に、まず自国を好きになって文化に興味を持てるようにすることが大事だという話をしましたが、基本目標の1番に入れていただきました。これがあって初めて外国の方にも尊敬されるというか、自国に自信を持ってないとそういうコミュニケーションは取れないと思いますので重要だと思っています。よくできていると思いました。計画策定の趣旨の部分に、「グローバル化が進展した社会で活躍することのできる資質能力を明らかにするとともに」とありますが、資質能力を明らかにするのではなくて、身に付けて高める方がいいのではないですか。資質能力がある人はいいますが、ない人は置いてきぼりにされてしまう気がしたので、趣旨としてどうなのかなと。

教育次長 今回のグローバル教育基本計画につきましては、まず、グローバルな人材とはどういう人材かということで、基本理念にある「多様な他者と協働して課題を解決できる」ことがグローバルな人材には必要だろうと。基本目標が3つありまして、国際社会の一員として生きようとする態度、思考力・判断力、コミュニケーション能力、これらが資質と能力になります。これらを育成するための方策を定めるための計画です。具体的にどう育てるのかということが施策の方向と具体的方策になります。

教育長 明らかにするというのは、これからのグローバルな人材にどういう資質能力が必要かを明らかにしたということですね。

福島委員 そういう意味であれば大丈夫です。元々資質能力がない人もいるので、それを明らかにするというのは違うのではないかと勝手に思っただけです。資質能力を育てていくための計画でしょう、と考えておりました。

林委員 外国人児童生徒等の日本語学習の充実について、これは大変じゃないかと思えます。今関わっているNPO法人があって、無料で外国人に日本語を教えています。たくさん来ています。栃木市からもたくさん来ています。栃木市にも勉強するところはあると思いますが、なかなか学校教育でやろうと思うと大変だと思います。どのような先生がどのように対応するのでしょうか。

グローバル教育推進室長 現状の外国人児童生徒の指導状況についてですが、日本語の初期指導を行う日本語教室が栃木市には栃木中央小と大平中央小の2か所にございます。この拠点校に県費の教員がそれぞれ1名配置されています。栃木市でも日本語指導員をそれぞれ1名配置している状況です。その2名に加え、初期指導が終わって学校に戻ったとしてもなかなか授業についていけない子のために指導員を派遣しています。母語を話せる母語支援員と、授業の中で分からないところを教えてくれる日本語支援サポーターです。最初のサバイバルジャパニーズを一定期間、拠点校で学びます。ある程度コミュニケーションが取れるようになった段階で在籍校に戻って授業を受けますが、その際に母語支援員や日本語支援サポーターが週に何回か指導支援しているところです。言語を学ぶのはなかなか難しいことで、一定期間日本語指導はしますが、学校に戻ってからも支援を受けながら何とかというのが現状です。

教育長 学校現場では、先生もさることながら、級友が一生懸命支えているような微笑ましいシーンもみられます。

後藤委員 グローバル教育を推進するにあたっての基盤はやはりローカル教育で、地域への

愛着が重要で出発点でありある意味では帰着点でもあるのかと思います。基本理念の「多様な他者」というのが、ちょっと気になりまして、例えば、私は多様な文化・歴史・考え方を尊重し、他者と協働するという言い方を使うので気になりました。もう1つは、基本目標1の「自分とは異なる文化や歴史」ですが、「自分とは異なる」が必要なのかなど。その後に「多様性を尊重し」と示してあるので、気になりました。頭の隅に置いておいていただければと思います。

教 育 長 「自分とは異なる」の「自分とは」を取って「異なる」とすれば据わりがいいということでしょうか。

後 藤 委 員 そういうことです。

教 育 長 貴重なご意見として承りました。他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第63号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第63号について、可決いたします。

次に、議案第64号 栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金交付要綱の制定について、を議題といたします。保健給食課長より説明をお願いします。

保健給食課長 [説明要旨]

給食費を無料としている市立小学校の6年生である児童又は中学校の3年生である生徒の保護者のうち、児童又は生徒が食物アレルギー又は乳糖不耐症であるため、学校給食の提供を受ける代わりに、食物アレルギー等への対応食を用意している保護者に対して、その経費の一部を補助するため、栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金交付要綱を定めることについて議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第64号について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第64号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第64号について、可決いたします。

次に、議案第65号 栃木市文化財保護審議会への諮問について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いします。

文 化 課 長 [説明要旨]

令和3年9月17日付で文化財所有者から市指定文化財（天然記念物）の滅失等届があり、栃木市文化財保護審議委員による現況確認及び経過観察をしたところ、き損の回復について見込めない可能性が高いため、栃木市文化財保護審議会に市指定文化財を解除することについて諮問する旨説明。

教 育 長 議案第65号について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 根がなかったということですか。

文 化 課 長 根元から倒れてしまいました。

教 育 長 他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第65号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第65号について、可決いたします。

教 育 長 次に、日程第4 その他 ですが、事務局から何かありますか。

学校教育課長

〔説明要旨〕

令和4年度栃木市任期付市費負担教職員及び栃木市小中学校学校支援員等（会計年度任用職員）の募集について説明。

教育総務課長

〔説明要旨〕

教育委員の学校訪問について、11月実施予定校の訪問について連絡。

西 脇 委 員

修学旅行の状況について、教えてください。

学校教育課長

順調に実施しているところです。現在、小学校は12校、中学校は8校が実施済みです。今後、11月29日までにすべての小中学校が終了予定です。

教 育 長

他にございますか。

— 質問なし —

教 育 長

以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

それでは、これをもって本日の定例教育委員会を終了いたします。

—— 午前11時30分委員会の閉会を宣した。 ——

令和3年10月29日

教 育 長

署名委員